

令和 6 年 第 6 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 6 年 5 月 24 日 開催

雫石町農業委員会

## 令和6年第6回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年5月24日(金) 午後3時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

農地利用最適化推進委員

1 番 藤村 正彦  
2 番 晴山 英俊  
3 番 山崎 忍  
4 番 高橋 浩之  
5 番 砂壁 純也  
6 番 坂下 千枝子  
7 番 前 茂見  
8 番 川口 英敏  
9 番 八丁野 よし子  
10 番 松本 光正  
11 番 黒沢 菜穂子

雫石 階 保  
雫石 木村 正美  
雫石 横手 克文  
雫石 小谷地 昇  
御所 米澤 晃  
御所 新田 善男  
御所 高橋 大和  
西山 滝澤 美紗子  
西山 柿木 一明  
西山 荒塚 秀則  
西山 山本 長栄  
御明神 小志戸前 健一  
御明神 南野 仁  
御明神 新田 華織  
御明神 松ノ木 奈々子  
御明神 下川原 幸宏

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 御所 吉田 光彦

5 議事日程

1. 会議録署名人及び書記の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更完了に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地利用集積計画に対する意見決定について

議案第3号 買受適格証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸

副主幹 高橋 恵

主査 四ツ家 広衣

主任 上和野 恵太

開会時間 午後3時00分

議長 ただいまから令和6年、第6回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、農業委員11名、推進委員17名、計28名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (事務局長、資料により説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したい事などはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、会議録署名人には、4番 高橋浩之委員 5番 砂壁純也委員  
書記には事務局の高橋副主幹、上和野主任を指名いたします。  
次に、報告第1号から第3号を行います。事務局の説明を求めます。

上和野主任 報告第1号から第3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

総会資料3ページをご覧願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり9件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

5ページをご覧願います。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による届け出について」、表のとおり4件提出がありました。

番号1から番号4は、解約の理由ですが、圃場の生産条件不良のため解約するものです。

7ページをご覧願います。

報告第3号 「農地の現状変更に関する工事完了について」、表のとおり1件提出がありました。

番号1 届出人、〇〇。田2筆、面積計5,650㎡。変更の目的及び理由は、畦畔

を除去し、低いところに盛土を行い、作業区画を大きく整備することで作業効率をよくするため。とのことでした。

場所は、参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』と、なっているところで、位置は参考資料の2から3ページにありますように、〇〇より〇〇に約1,500m離れたところに位置する場所です。

現地を確認したところ、4ページにありますように、畦畔が取られ1枚の大きな圃場となっており、適切に保安全管理されていることから問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございますか。

木村 推進委員 はい、議長よろしいでしょうか。

議長 はい、木村推進委員。

木村 推進委員 変更した部分が写真にのっているのですが、173番のところを畔をとっているようですが、あえて写真を撮らなかったのか、差し支えなければ教えていただきたいです。

上和野主任 現状変更完了につきましては、一か所写真を撮影いたしまして畔をとれていることを確認しております。

木村 推進委員 はい、議長よろしいでしょうか。

議長 はい、木村推進委員。

木村 推進委員 173と174が今回の地番に関係している部分ですよね。そうすると広い面積をこちらからの位置から撮ったのでは、173の部分の状況がつかめないと思います。そういう部分で写真だけでは判断しづらいのかなと感じるのですが、現地を確認している人たちは、そこがはっきりしてくると思うのですが、私たちのほうでは、わかりづらい気がしますので発言をしました。以上です。

上和野主任 はい、少しわかりづらい写真となってしまって申し訳ありませんが173についても畦畔が除去されているところは目視で確認しております。

議長 よろしいでしょうか。

木村 推進委員 はい、わかりました。これからは、写真をはっきり撮るようよろしくお願いいたしますと思います。

太田局長 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

8番 川口委員 8番 川口です。5ページの報告第2号ですが、解約の理由が生産条件不良のためということですが、中間管理機構と貸し借りしているということですが解約した場合はの元々地主さんが生産条件が悪くても、作付けをするということになるのでしょうか。

高橋副主幹 私のほうから説明させていただきます。中間管理をとおしてましたので、借りている人が返すとなると、元々持っている人に返すということになりますので、このようなかたちにはなっておりますが、元々持っている人が次に貸してくれる人はいないかなということで中間管理や、これから皆さん全体会後の委員さんでの話し合いの中で、次の借主を探しながら保安全管理、遊休農地にしないように考えていきたいと思っておりますので皆様のご協力の程どうぞよろしくお願ひいたします。あくまでも地主さんに戻ってまいりますので、あとは相談を受けながら対応していきたいと思ひます。

議長 ほかにございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告第1号から第3号を終わります。  
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第1号について説明いたします。  
総会資料の8ページをご覧ください。  
番号1、〇〇、田1筆、面積427㎡、3条賃貸借、  
貸付人 〇〇、借受人 〇〇。申請事由は、借受人が新規就農することから、賃貸借するものです。  
場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となつているところで、〇〇から〇〇へ約500m向かつた場所になります。詳細な位置などは参考資料の6から8ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田2筆、面積計879㎡、3条無償移転、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が新規就農することから、贈与するものです。  
場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となつているところで、〇〇から〇〇へ約1km向かつた場所になります。詳細な位置などは参考資料の10から12ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田1筆、畑6筆、面積計50,189㎡、3条使用貸借、貸付人

〇〇、借受人 〇〇。申請事由は、貸付人が離農することから使用貸借するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約120m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の14から19ページをご覧ください。

番号4、〇〇、田1筆、面積987㎡、3条貸貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。申請事由は、借受人が規模拡大することから、貸貸借するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約1,600m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の20から22ページをご覧ください。

いずれの案件も総会資料の10ページから11ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありました。質疑の前に現地確認報告を8番 川口英敏委員にお願いいたします。

8番 川口委員

はい、8番川口です。5月20日、私、坂下委員、松本委員、特別班3名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の8ページのとおり状況であり、新規就農を理由に貸貸借を行い、野菜を作付ける予定ですが、町外で作付け経験がある方なので問題ないと思われま

次に番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の12ページのとおり状況であり、今までも譲渡人、譲受人ともに作付けしており、新規就農を理由に贈与後も引き続き野菜を作付けする予定であることから、問題ないと思われま

次に番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の18、19ページのとおり状況であり、使用貸借後も引き続き牧草を収穫する予定であるため、問題ないと思われま

次に番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の22ページのとおり状況であり、貸貸借後も引き続き水稻を作付けする予定であるため、問題ないと思われま  
以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

7番 前委員 はい。

議長 はい、7番 前委員。

7番 前委員 7番の前です。田んぼ借りる時は、これから許可するか、しないかを審議する場ですね。

太田局長 はい、貸し借りをする許可は、皆様からの賛成の意見で可決されますと、正式に許可を出して、正式に貸し借りができるということになります。

7番 前委員 ということは、ここで貸し借りを斡旋しているということですか。

太田局長 斡旋ではなく、許可をするということでございます。

7番 前委員 わかりました。私が思ったのは、もしここで、田んぼの貸し借りを斡旋するのであれば、ただ貸すのではなく、生産調整というのがあるようですと一言添えて、本人に相對でもなんでもやらしてもらえばいいのかなと思ひ、生産調整は借りた人本人の自由ではありますが、生産調整はありますと言うと農業委員会からも一言、発したほうがいいのかなと思ひます。

太田局長 基本的に、農地法第3条の申請というのは、当人同士で貸し借りしたいというところで、あいだを特には取り持つことなく、当人同士のやり取りで申請を出してきて許可をお願いしたいですというところで今回あがってくるというものになっておりますので、中間的にあいだを介してやるということでありまして、やはり行政が相手にたつてのものになりますと、中心経営体のかた、認定農業者のかたからは、地域計画というところが出てまいりますので、将来的にその一帯を引き受けてくれそうなかたをターゲットにして取りもつて、その場合は農地法第3条ではなく近々、法律改正されて違つかたちになるのですが、現行法規でありますと農業経営基盤強化促進法による農地の利用集積のかたちでの貸し借り、売買や、所有権移転もそうですけれども、今回は当人同士だけというところになります。

7番 前委員 はい。

議長 よろしいでしょうか。

7番 前委員 はい、いいです。

議長 他にございませんか。

- 委員 (なし)
- 議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のたは挙手願います。
- 委員 「全員挙手」
- 議長 全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 上和野主任 議案第2号について説明いたします。  
総会資料の12ページをご覧ください。  
貸し借りによる利用権設定について説明いたします。
- 番号1、〇〇、田18筆、面積計31,727㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。
- 番号2、〇〇、田2筆、面積計4,467㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。  
14ページをご覧ください。
- 番号3、〇〇、田8筆、面積計12,174㎡、再設定、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。
- 本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- 委員 (なし)
- 議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。
- 委員 「全員挙手」
- 議長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第3号、買受適格証明願に対する可否決定についてを議題といたしま

す。それでは、事務局の説明を求めます。

上和野主任

議案第3号について説明いたします。総会資料の15ページをご覧ください。

本案は、競売や公売により農地を取得するため買受の申し出をすることができる者は、農業委員会の買受適格証明書の交付を受けたものに限られており、願出人が適格者か否か御審議いただくものです。

また、この競売や公売に係る案件につきましては、事務処理の迅速化を図るため、買受適格証明書の交付を受けた者のうち裁判所又は公売を実施する税の徴収権者より最高価格買受申出人等の決定を受けた者から後日、農地法第3条許可申請書が提出され受理した際、その申請内容が、当該証明書の交付時と事情が異なっていないと会長が認めた場合は、申請後開催の総会における審議を省略し許可する旨の付帯決議も併せてお願いするものです。

証明願の内容についてご説明いたします。

番号1、願出人 ○○ 代表取締役 ○○、農業経営面積 田畑合計192,575㎡、公売に付される農地、○○、畑1筆、85,628㎡

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手ですので議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。これをもちまして本日の会議は閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後3時45分

以上が令和6年5月24日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 5 月 24 日 開催

議長 会長

議事録署名人 4番

---

議事録署名人 5番

---